(4)　一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(9)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(10)　不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(11)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(12)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(13)　宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(14)　東日本大震災により被災した鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

(15)　土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

(六)　農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(七)　居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。（第七三条の二関係）

4　自動車取得税

(一)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二関係）

(二)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二関係）

(1)　電気自動車

(2)　天然ガス自動車のうち、平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二一年一〇月一日（車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下のものは、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないもの

(3)　プラグインハイブリッド自動車

(4)　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三〇年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

②　平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成三二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三二年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

②　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成二七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二七年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一二五を乗じて得た数値以上であること。